

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨

議事録

HP版議事録

(整理番号0840)

県最賃専門部会 第2回

令和5年8月2日 非公開

開催日時	令和5年8月2日	17時17分～17時37分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
主要議題	1 中央最低賃金審議会の目安答申の報告について 2 最低賃金に関する基礎調査結果について 3 群馬県最低賃金額の審議について		

議事録・議事要旨	議事録
----------	-----

事務局	皆さんお揃いですので、時間も押してますので、始めさせていただいてよろしいでしょうか。 事務局の方からご報告申し上げます。 本日ご出席の委員は、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の合計9名で、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。 なお、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員に内容確認をさせていただく場合がございます。大変おそれ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。
事務局	それではただいまから、第2回群馬県最低賃金専門部会を開催い

	<p>たします。</p> <p>議事進行につきましては、[] 部会長にお願いいたします。</p>
部会長	<p>はい。では、会議次第に従いまして、議事に入らせていただきます。</p> <p>最初に、中央最低賃金審議会の目安答申の報告につきまして、事務局から、お願いたします。</p>
事務局	<p>はい。着座にて失礼いたします。</p> <p>先ほどの審議会でもご説明いたしましたけれども、地域別最低賃金額改定の目安答申の内容といたしましては、公益委員見解が提示されまして、群馬県が含まれるBランクの引上げ額の目安は40円ということでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>では次に、最低賃金に関する基礎調査結果につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。2点ほど説明させていただきます。</p> <p>最初に1点目として、本年度群馬労働局で実施いたしました、最低賃金基礎調査結果につきまして、ご説明させていただきます。</p> <p>それでは、最低賃金基礎調査結果概要については、資料1をご覧ください。こちらの資料の右下の方に、目次に沿ったページ番号が振られていますので、資料説明にあたっては、この番号でご説明をさせていただきます。</p> <p>まずは、ページ1です。</p> <p>令和5年度最低賃金に関する基礎調査の概要といたしまして、調査依頼事業所数が、2,095件に対し、有効な回答があった件数が、1,129件で、回収率が53.9%でした。</p> <p>調査対象地域は群馬県全域です。</p> <p>調査対象業種及び事業所規模につきましては、製造業、新聞業、出版業は100人未満の事業所、卸売・小売業、学術研究、専門・技術サービス業、飲食店、宿泊業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉、サービス業（他に分類されないもの）は30人未満の事業所を調査いたしました。従いまして、中小規模の事業所が調査の対象となっており、中小事業者の労働者の実態を、明確に把握できるようにしたものです。</p> <p>集計は、令和3年経済センサス活動調査の結果に基づく、事業所</p>

母集団データベース、令和3年次フレーム速報の産業分類ごとの労働者数により復元をいたしました。ただし、令和3年次フレーム速報では、令和3年調査による産業分類は大分類のみ格納されているため、平成28年経済センサス活動調査に基づく令和2年次フレームの産業分類を使用しています。

なお、月給者及び日給者につきましては、時間額に換算して集計をしております。

調査結果の説明の前に、賃金統計用語について、説明いたしますので、ページ9をご覧ください。

まずは、未満率を説明いたします。未満率とは、現行の最低賃金を下回っている労働者の割合です。現行の群馬県最低賃金が、時間給895円ですので、時間額が894円までが、最低賃金未満者となります。

続いて、影響率です。影響率は、最低賃金を改正した場合、その改正後の最低賃金額を下回っている労働者数の割合となります。

続きまして、ページ8をご覧ください。

第1・四分位数とは、数値の集まりがある時、数値を低いものから高いものへ順番に並べて、低い方から見て全体の4分の1にあたる数値をいいます。中位数についても、今説明した位数同様に、全体の2分の1、中央にあたる数値をいいます。第3・四分位数も同様に、低い方から見て全体の4分の3にあたる数値をいいます。

それでは、最低賃金に関する基礎調査結果の説明に移りますので、ページ2を開いてください。

この表は、1時間当たりの所定内賃金に対しての累計労働者数と、累積度数分布を表したもので、この表、上部記載の合計労働者数は、群馬県のすべての労働者数ではなく、冒頭で説明をいたしました、調査対象業種及び事業所規模の母集団の労働者数の合計となります。賃金額の刻み方法につきましては、先ほどご覧いただいたページ9に記載がございますとおり、884円以下、885円から945円までは1円刻み、946円から949円までは4円刻み、950円から999円までは10円刻み、1,000円から1,499円までは100円刻み、1,500円以上の賃金階級で集計しております。表の見方としては、地域最低賃金894円以下の労働者は、5,332人おりまして、未満率は1.9%ということとなりました。

ページ3をお開きください。

ページ3につきましては、労働者の累積ではなく、1時間あたりの所定内賃金額ごとの分布で表したものとなります。一般労働者とパート労働者に分けて表示をしております。

続きまして、ページ4です。

この表は、全労働者数及びパート労働者別・産業別に、1時間当たりの賃金額の平均賃金額を、分位数・中位数ごとに表したものになります。例えば、1番上の表の、全労働者の総計をご覧いただきますと、平均賃金額は1,382円となっております。平均賃金額は、労働者全員の賃金額を総計いたしまして、その労働者数で除したものとなっております。表右側の、中位数の全労働者の総計をご覧いただくと、1,200円となっております。このように、平均賃金と中位数では金額が異なることがわかります。

次にページ5です。

この表は、群馬県最低賃金額と1時間当たりの賃金額の特性値の推移になります。右上のグラフは、今年度含む5年分の未満率と影響率の推移を表しております。

次に、ページ6をご覧ください。

この表は、産業別に令和元年から令和5年までの1時間当たりの賃金額の特性値の推移を表したものになります。

続きまして、ページ7です。

この表は、最低賃金引上げ額・引上げ率と影響率の関係表になります。

引き上げ額が0円から45円までについて表しております。

引き上げ額0円を見ますと、影響率は未満率と同様の1.9%となります。1円ずつ引き上げる額が上がるごとに影響率が高くなることがわかるかと思います。

最後に、ページ10からページ13についてです。

最低賃金に関する基礎調査の表を、厚生労働省のホームページ等で公開することになっておりまして、今年度も公開させていただく表を、資料に入れております。

ページ10は、産業・就業形態別の賃金階級別、規模別、地域別、年齢別の労働者数を表した表で、すべての産業かつすべての就業形態を集計結果です。

ページ11は、産業・就業形態別の賃金額階級別、性別年齢別の労働者数を示した表で、資料10の労働者数を、男女別に表したもののです。

ページ12は、地域・産業・就業形態・規模・職種別の賃金額階級別、勤続年数別の労働者数を示した表で、各賃金の区分において占める、勤続年数別にみた労働者数となっております。

ページ13は第4表として、諸手当の種類別労働者1人平均支給額の表となっております。

これらの資料につきましては、12月頃に、政府統計が確認できるポータルサイトのe-statに掲載される予定です。

	以上、簡単ではございますが、令和5年度最低賃金に関する基礎調査結果の説明をいたしました。 この結果が、委員の皆様のお役に立てれば幸いと存じますので、よろしくお願ひいたします。
部会長	はい。ありがとうございました。 ただいまの説明につきまして、ご質問等ございましたらお願ひいたします。
使用者委員	はい。
部会長	■委員、お願ひいたします。
使用者委員	使用者側、■です。 確認をさせていただきたいとのですが、調査対象業種及び事業所規模（1）（2）の、（1）の100人未満及び（2）の30人未満のすべての企業の数が2,095という理解でよろしいのでしょうか。
事務局	調査対象事業所数ですね。そういうことです。
使用者委員	はい。そういうことですね。それで、有効回答件数が、1,129であったのですけれども、これを2,095に置き換えた時の人数が282,813人ということですね。
事務局	調査対象事業所の人数なのか、回答があった事業所の人数なのかということで、よろしいのでしょうか。
使用者委員	はい。そうです。
事務局	回答のあった事業所の人数を復元した人数となります。
使用者委員	はい。ありがとうございました。
部会長	よろしいでしょうか。 他にございますでしょうか。
	【特になし】
部会長	よろしいでしょうか。

	それでは、2点目につきまして、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	<p>はい。では、資料2をご覧いただきたいと思います。</p> <p>こちらは、群馬県における生活保護と最低賃金の比較に関しまして、各種データよりとりまとめたものを付けております。ご覧のように、群馬県の最低賃金は生活保護を上回っておりますので、ご確認をお願いいたします。</p> <p>△188円というのは、188円時間額に換算すると上回っているという、令和4年度につきましては、218円最低賃金が上回っている。そういう見方となります。よろしくお願ひいたします。</p>
部会長	<p>はい。ただ今の説明につきまして、ご質問等ございましたら、お願ひいたします。</p>
	【特になし】
部会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>はい。それでは、群馬県最低賃金額の審議に入りたいと思います。先程の事務局報告にあったとおり、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告の公益委員見解として、群馬県が今年から含まれることになったBランクは、引上げ額の目安が「40円」と示され、答申が行われました。</p> <p>今までの資料等も参考にいたしまして、具体的な審議を行ってまいりたいと思います。</p> <p>最低賃金額の改正にあたりましては、労使それぞれ、具体的な数字を用意しておられましたら、その金額等について、ご発言をお願いいたします。</p> <p>はじめに、労働者側委員の先生からお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>■委員、お願ひいたします。</p>
労働者委員	<p>はい。労側■でございます。</p> <p>具体的な金額につきましては、今回特に用意はしておりませんけれども、本審で申したとおり、近隣県と同じBランクになったといえ、同額での引上げということでは、地域間格差は解消されないということになりますので、少しずつも賃金の引上げによって、近隣県との格差改善をすることで、人材の確保と企業の経済の活性化、といったものに繋げられればと思っております。</p>

	<p>のような思いの元ということで、繰り返しになりますけれども、危機感を持って論議をさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>それでは、使用者側委員の先生、ご発言ございましたらお願ひいたします。</p> <p>■委員、お願ひいたします。</p>
使用者委員	<p>はい。労側と同感でございます。環境といいますか、状況も加味した慎重な審議をこれから進めさせていただければなと思っておりますので、是非よろしくお願ひいたします。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>労使委員の先生方、他にございませんでしょうか。</p> <p>更にご意見などございましたら。</p>
	<p>【特になし】</p>
部会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>はい。それでは、本日はここまでとし、労使それぞれ検討する時間も必要かと思います。</p> <p>次回の専門部会で結論が得られますよう、審議していただくことといったまして、本日の審議につきましては、以上ということでおよしいでしょうか。</p>
	<p>【異議なし】</p>
部会長	<p>はい。では、最後に、その他につきまして、事務局で何かございましたらお願ひいたします。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>
部会長	<p>本日の審議項目は以上ですが、他にご意見等ございますでしょうか。</p>
	<p>【特になし】</p>

部会長	<p>よろしいでしょうか。 ご意見等ないようです。 それでは、最後に確認をいたします。 本日の会議において、一部非公開とする発言や資料はなかったと思われますが、非公開事項はなしということでおよろしいでしょうか。</p>
部会長	<p>【異議なし】</p> <p>非公開事項はなしと確認いたしました。 ありがとうございました。 以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。 これで、第2回の群馬県最低賃金専門部会を閉会といたします。 ご審議誠にお疲れ様でした。</p>